

昭和二十三年六月二十五日
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一一)

衆甲第三四号

昭和二十三年六月二十五日

内閣総理大臣 芦 田 均

衆議院議長 松 岡 駒 吉 殿

衆議院議員庄司一郎君提出仙台市の都市復興計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員庄司一郎君提出仙台市の都市復興計画に関する質問に対する答弁書

仙台駅前街路変更の問題につきましては、質問主意書にもあります通り、既定計画路線である仙台駅川内線を直線に変更するという運動が一部に起り、市会においても、これが変更の請願について、駅舎が北方に移転することが可能であることを前提として議決され、市会当局よりその旨陳情があつたのであります。

そこで建設院事務当局としては直ちにこれが検討調査をいたしたのは勿論であります。総裁も五月十七日仙台市に赴きました際、同市長主催の「仙台駅川内線関係者懇談会」に列席いたしまして、原案及び変更案双方の支持者の意向を十分聴取し、種々懇談検討いたしましたのであります。運輸省の意向といたしましては、技術的にみても、駅舎を北方に移転するとすれば東北本線に急カーブを生ずるので、運輸技術上よりみてどうしても非罹災地域の既存集團高層建築物の位置に路線を移設することが必要であるというのであります。これが撤去に要する経費は数億を要することが明かとなつたのであります。

これがため懇談会においては、市会の直線論の議決も前述のやうに駅舎移轉を前提としての結論であり、旁々駅舎移轉がこのような障害負担を伴うものであるとすれば寧ろ原案にしかずとの意見が多かつたので、その後専門的技術者の見解及び実例、文献等を慎重検討の結果、原案執行の裁決を下した次第であります。

なお本旨につきましては、本質問主意書の提出があつた翌五月二十八日附で都市局長より宮城縣知事及び仙台市長宛に「総裁現地視察による意見書」を送付いたしてあります。